

生活にお困りの方は気軽にご相談を

生活保護制度は、その仕組みがたいへん細かく、それぞれの家庭のご事情をうかがってからでないと援助の内容等も決まりません。生活に困ったらまず相談窓口をおたずねください。保護に該当するしないにかかわらず、他の福祉施策の紹介も含めてご相談に応じます。

保護申請ができるのは、本人、同居の親族又は親子・兄弟姉妹などの扶養義務者ですが、相談はどなたでもできます。

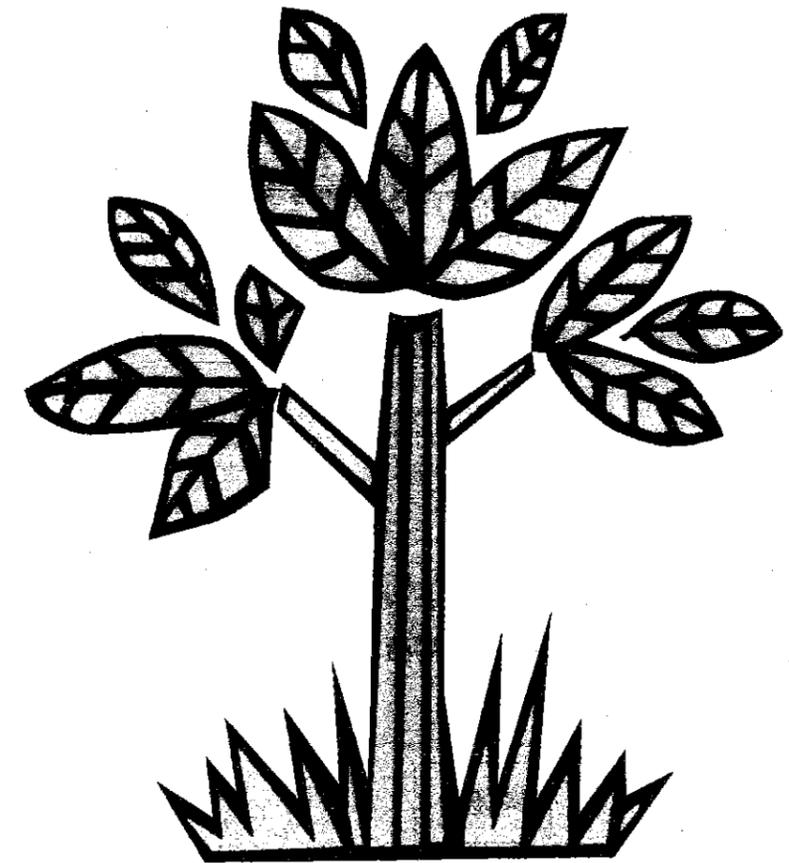
本人が市役所・各総合支所に出向くことができず、又代わって相談する親族や友人などが身近にいない場合は、電話や手紙でご連絡をください。担当職員がうかがいます。

申請及び相談窓口

周南市福祉事務所	生活支援課	生活保護係	(0834) 22-8453
新南陽総合支所	健康福祉課	福祉担当	(0834) 61-4113
熊毛総合支所	市民福祉課	健康福祉担当	(0833) 92-0012
鹿野総合支所	市民福祉課	健康福祉担当	(0834) 68-2332

生活にお困りの方へ

生活保護の手引き



周南市福祉事務所

「生活保護とは」

日本国憲法第25条では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、その権利を保障する義務は国にあると定めています。

生活保護は、この憲法第25条の理念にもとづき、病気や高齢、その他さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保証し、自分の力や、ほかの方法で生活できるようになるまで、その人に必要な援助をする制度です。

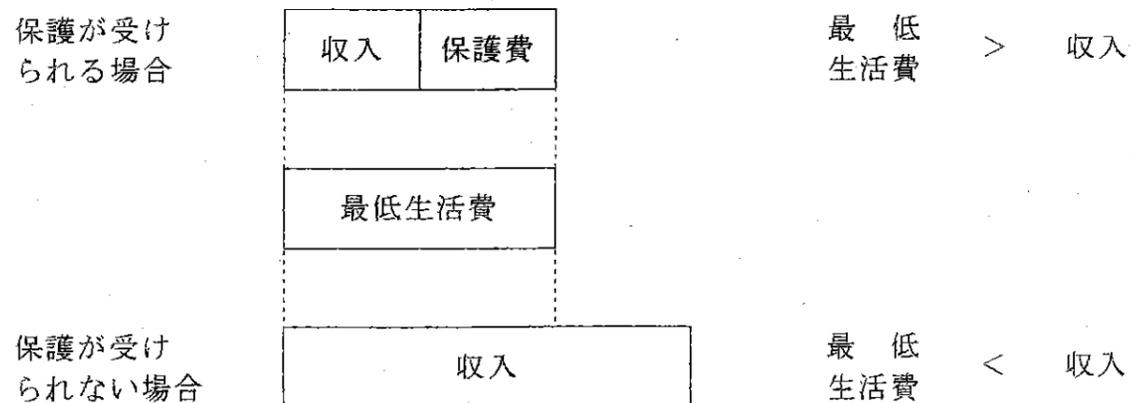
「保護を受けるための要件は」

保護を受けるためには、働ける人は能力に応じて働き、親族などの援助や他の法律による年金、手当、また持っている預貯金等の資産など、活用できるものは全て活用することが必要です。

保護は暮らしに困っている人が、自分自身でいろいろな努力をしても、なお生活できない場合に、はじめて行われるものです。

「保護のしくみは」

生活保護は、保護を受けようとする(①世帯)の(②最低生活費)とその世帯の全ての(③収入)を比べて、最低生活費より収入が少ない場合にその不足する部分を補うかたちで行なわれます。



①世帯

世帯とは、親族、他人を問わず同じ家屋に住み生計をともにしている人々の集まりです。家を離れて他で働いている出稼ぎや、家族の者が入院している場合も同じ世帯になります。最低生活費や収入は、全て世帯ごとに計算されます。

(注：例外的に別世帯の取り扱いができる場合もあるのでご相談ください。)

②最低生活費

保護には、次の8種の扶助があります。最低生活費は、それぞれの世帯の構成や生活に応じて必要な扶助の基準額を合算した額です。

- 生活扶助
 - 1類 食費、被服費などの個人的経費
 - 2類 光熱水費、家具什器などの世帯としての経費
 - 加算 母子、障害者などが特別に必要な経費
- 教育扶助 義務教育に必要な費用
- 住宅扶助 家賃、地代
- 医療扶助 医者にかかる費用
- 介護扶助 介護サービスにかかる費用
- 出産扶助 お産のための費用
- 生業扶助 就職仕たく金や手に職をつけるための費用
- 葬祭扶助 葬祭にかかる費用

③収入

品物であるかお金であるかを問わず、給料、年金、手当、仕送り、さらには借金であっても現実に世帯に入った全てのものが収入となります。また月々の収入がなくても、預貯金、資産がある場合も収入として扱います。

勤労収入の場合は、交通費や社会保険料等の必要経費と勤労控除があり、収入から差し引くことができます。

生活保護とは

私達は、生活しているうちに、病気になったり、ケガをしたり、そのほかの理由で収入がなくなったり、少なくなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、生活に困っておられる世帯の最低生活を保障するとともに、自分の力または他の方法で生活できるようになるまで、援助をする制度です。

生活保護を受けるには

つぎのことに努力してください。

- (1) 活用していない資産（土地・家屋・自動車等）は、処分してください。
- (2) 働ける人は、仕事を探して働いてください。
- (3) 親・子・兄弟など親せきからは、できるかぎりの援助をお願いしてください。
- (4) 年金・手当など他の法律で利用できるものや、受けられるものは、すべて受けてください。

これらの努力をしない人は、生活保護を受けることができません。

生活保護を受けることになったら

福祉事務所では、あなたが自分の力で生活できるようになるために、必要な援助を行います。

- (1) 働ける人は、少しでも収入を増やすように努めてください。（勤労控除があります。また高校生のアルバイトは、就学費用として控除できる場合があります）
- (2) 病気の人は、医師の指示にしたがい、療養に努めてください。
- (3) 節約に努め、生活の維持に努めてください。

かならず届けてください

- (1) 収入が増えたり・減ったりしたとき
給料・賞与・年金・恩給・手当・仕送りなどの増減・臨時に収入があったとき（入院給付金・保険金・慰謝料・見舞金など）
- (2) 仕事に就いたり、転職したり、退職をしたとき。
- (3) 住所を変えたり、長期間家を留守にするとき、必ず前もって相談してください。
- (4) 家族にかわったことがあったとき。
死亡・出産・家出・転校・休学・結婚・転入・転出・病気・入院・退院・妊娠・交通事故など
- (5) 地代・家賃などがかわったとき
- (6) 資産（土地・家屋など）を処分したり、得たとき。
- (7) 高校生のアルバイト収入等についても、収入申告の義務があります。また高等学校就学費として支給していない費用については、高校生（本人）のアルバイト収入から必要経費として控除することもできます。
- (8) 調査が必要なとき、同意書を提出していただくことがあります。

指導や指示をすることがあります

- (1) 病気やケガが治って、働けるようになったのに、働こうとしないとき。
- (2) 学校を卒業したのに、働こうとしないとき。
- (3) 病人や子供の世話が必要でなくなったのに、働こうとしないとき。
- (4) 働いても、本人の能力や、健康状態などから判断して、十分な収入を得ているとは認められないとき。
- (5) 処分もしくは利用できる資産があるのに、処分・活用しないとき。
- (6) 支出の節約をはかり、生活の維持・向上に努力しないとき。
- (7) 病気の治療に専念しないとき。

生活保護の制度概要

別紙リーフレット参照

覚えておいて欲しいキーワード

「他法他施策の活用」

障害者総合支援法、母子保健法、民法上の扶養義務…等々の活用が最大限求められます。

CW(ケースワーカー)の役割

自立とは…

生活保護介護扶助の概要

介護扶助の対象者について

介護扶助の対象者は次の2種類

A)65歳以上の介護保険の被保険者(1号被保険者)で要介護又は要支援の状態にある者。

B) 医療保険未加入のため介護保険の2号被保険者になれない40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法施行令第2号各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者。

(一般的に、みなし2号、疑2号と呼びます。ここでは以下「みなし2号」と表記。)

介護サービス費の支払いについて

介護扶助は金銭給付ではなく現物給付を原則とします。介護報酬の請求先は介護保険同様に国保連です。

Aの場合は介護サービスを受けるために必要な負担の9割は介護保険から支払われます。残りの1割は生活保護の介護扶助から支払われます。

Bの場合は、必要な負担の10割が生活保護の介護扶助から支払われます。全額生活保護費であるため、介護保険の被保険者と異なる運用が生じることがあります。

生活保護における 65 歳未満介護の注意点

- 生活保護法第 4 条 2 項により、障害者総合支援法が優先して適用されます。
障害者総合支援法の支援給付、障害福祉サービス等
- 介護扶助の申請の前に、障害者手帳の申請と介護給付サービス費の協議を行うこと。
必要に応じ、担当ケースワーカー（以下 CW）が主治医に病状調査を行います。
- 介護サービスの何が必要なのか、事前に明確にすること。
必要ないサービスは扶助できません。特に訪問リハビリテーション等は、真に必要な理由を検討のこと。
- 認定が下りるまでの間もみなしで介護サービス給付はできます。ただし、生活保護の介護扶助では、要介護認定等が当初見込んだ要介護状態等区分より低かった場合や、要介護認定等を行っている間に申請者が死亡した場合の受益者負担に難があるため、見込みより低めのサービス計画をお願いします。

居宅介護支援計画の作成

1 号被保険者

介護保険法に基づき作成します。居宅介護支援費は介護保険から給付され、介護扶助の給付はありません。

みなし 2 号被保険者

生活保護法に基づき作成します。居宅介護支援費は介護扶助により給付します。
(覚えておいて欲しいこと)

- いずれも支給限度額以内の居宅サービス計画に限る。
- 被保護者に対する介護サービスは、生活保護法の指定介護機関によるサービスに限る。

介護券の発行

提出されたサービス利用票の内容を確認し、変更等の入力をしたうえで、毎月 20 日頃、月末頃、翌 5 日頃に発行し送付します。

(覚えておいて欲しいこと)

- サービス利用票の提出によりサービス事業所、サービスの内容を確認したうえで介護券の発行をします。変更のない場合もその旨の確認のため、提出をお願いします。
- 介護券の番号は電話では回答しません。
- 介護券の送付を受けずに請求が行われれば、過誤になります。

介護福祉用具の購入

購入の可否について

1 号被保険者については必要性に応じて購入することに問題はありません。
みなし 2 号被保険者については、高齢者支援課からの介護福祉用具購入費支給はありません。このため全額生活保護の介護扶助による給付となります。先に説明した、他法他施策の優先順位を考えましょう。まず障害者手帳の所持について確認。所持している場合、自立支援給付等が介護扶助に優先するため、障害者支援課にてご相談ください。手帳取得が可能な病状で手帳取得がなされていない場合、先に障害者手帳の取得を考えましょう。手帳取得の可能性なく介護扶助の必要ある場合、担当 CW にご相談ください。

支給申請等について

生活保護受給者以外は、購入後に一括提出し申請することで済む場合もあるようですが、生活保護受給者については事前の申請が必須です。

購入に係る見積書、購入費支給申請書（生活支援課用）を担当 CW に提出。高齢者支援課にて介護福祉用具購入費支給限度基準額の範囲内であることを確認し、申請します。

設置後、担当 CW が設置状況確認のための訪問をしたうえで、購入費用を

A：償還払い

いったん生活保護の介護扶助により全額現物給付（業者払い）。領収確認後、高齢者支援課からの保険給付金は代理受領により生活支援課に返還となります。

B：受領委任払い

1 割を生活保護の介護扶助により現物給付（業者払い）。領収確認後、9 割が高齢者支援課から支払われます。